

令和元年度消費生活センターテレビCM放映等業務委託仕様書

1 委託業務の内容

- (1) テレビCMの放映
- (2) ラジオCMの放送
- (3) 啓発パネルの作成
- (4) 消費者教育を推進する取組
- (5) その他の取組

2 契約期間

契約締結の日から令和2年3月20日（金）まで

3 委託料額の上限

8,365千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 委託業務の詳細

(1) テレビCMの放映【全世代向け】

① 目的

「悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を目的にテレビCMを放映する。

② 委託内容

ア CMの放映：当センターが所有する既存の15秒間のスポットCM2本を効果的な時間帯に合計150回以上放映する。

(2) ラジオCMの放送【全世代向け】

① 目的

「悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を目的にラジオCMを放送する。

② 委託内容

ア CMの放送：当センターが所有する既存の20秒間のスポットCM2本を効果的な時間帯に合計150回以上放送する。

(3) 啓発パネルの作成

① 目的

小・中・高のそれぞれに適したパネルを作成し、消費者教育の推進を図る

② 委託内容

ア 高校用パネルについては、現在使用中のパネルの補修（再作成）を行う

イ 小学校・中学校用については、新規に作成する

ウ 高校用については、11枚6セット、小・中学校用については、それぞれ5枚3セットとする。

エ 収納袋を付け、運搬時の破損防止を考慮したものにする事。

(4) 消費者教育を推進する取組

① 目的

被害に遭わない、合理的意思決定のできる消費者の育成を目指し、発達段階に応じた早い時期からの消費者教育の推進を図る。

② 委託内容

2022年4月1日に、一斉に成年を迎える、現在の高校一年、二年生を中心に、1

8歳成年を念頭に置いた啓発（契約とは？、若者を狙う悪質商法の手口等）の取組を行う。なお、啓発グッズの作成及びインターネットを活用した啓発は除き、参加型の取組とする。

（例）

- 県内の中学生、高校生、専門学校生、大学生を巻き込んだ企画・イベントの開催【企画・イベント】
- 県内の中学生、高校生を対象にしたDVDなどの教材作成【教材】
- マスコミと連携した消費者啓発【啓発】

（４） その他の取組

① 目的

県民に幅広く「悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を行うために効果的な取組を行う。

② 委託内容

テレビ、ラジオやインターネット等のメディアを活用したPRや民間施設におけるPRなど。

（５） その他

業務に使用するキャラクターは、当センターオリジナルキャラクター「アリンコちゃん」もしくは「アリンコファミリー」とする。それ以外は、著作権等その他の権利について侵害とならないよう留意すること。

5 注意事項

（１）成果物に係る権利の一切は、県に帰属することとなる。

（２）成果物に係るイラスト・画像等については、当センターが指定する様式で電子データを提出しなければならない。

（３）業務遂行に当たっては、当センターと十分な連携をとらなければならない。